

別表（第2条関係）

補助事業名	外来対応医療機関確保事業				
補助事業の目的	感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。				
補助事業の対象となる者	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関				
補助事業の対象となる経費	<p>外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援する。</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料 (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 (5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 等</p>				
補助率	10 / 10				
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1211 1425 1787"> <thead> <tr> <th>1 区 分</th> <th>2 基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関</td> <td>1施設当たり 500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事の認めた額</p>	1 区 分	2 基 準 額	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	1施設当たり 500,000円
1 区 分	2 基 準 額				
令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	1施設当たり 500,000円				
適用除外する条項	—				
その他の事項	令和5年10月1日以降に実施したものに限る。				

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書(別紙(1)) 2 所要額明細書(別紙(2)) 3 見積書の写し等
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) —
第11条	(添付書類) 1 精算書(別紙(3)) 2 実績額明細書(別紙(4)) 3 支出明細書(別紙(5))又は領収書の写し、機器設置後の写真等
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)による。